

# 保健だより 10月

令和元年 10月1日  
横浜中学校 保健室

夏の暑さが過ぎ、涼やかで気持ちの良い秋がやってきましたね。今年は、本校初の体育祭が開催されます。怪我のないように気を付けながら、チームで力を合わせ、優勝目指して頑張りましょう！



## 10月1日より、神奈川県条例で 自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。

近年、自転車と歩行者との交通事故が増加しています。さらに大怪我や死亡事故などの重大事故に発展して、高額な賠償が自転車運転手に課せられる事例も多く発生しています。そのため神奈川県では、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とした条例が制定されました。

その中で、第16条と第17条が本日10月1日より施行されます。

みなさんと関わりが深い第16条をわかりやすくまとめると...



- ① 自転車を利用する者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければいけません。
- ② 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければいけません。

詳しくは⇒

神奈川県 自転車条例



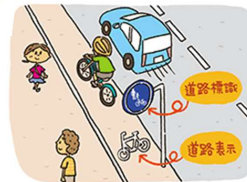
### - 自転車に乗る人の責任とは -

- ◆ 自転車は道路交通法上「車両」に位置づけられていることを自覚して、加害者にも被害者にもならないよう事故防止の知識を身に付け、交通ルールを遵守する。
- ◆ 自転車の側面に反射器材を付けるなど、交通事故防止のための措置をとる。
- ◆ 自転車に施錠をするなど、防犯上の措置をとる。
- ◆ 利用する自転車の必要な点検、整備を行うように努めなければならない。
- ◆ 自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

自転車は、誰でも簡単に乗ることができる気軽で便利な乗り物であると同時に、免許の取得が必要ないために交通ルールに関する知識が不足していても利用できる乗り物でもあります。そのため、日頃から交通ルールやマナー等について、ご家族とよく話し合ってください。



### 自転車を運転するときに、守らなければいけないこと!



#### 自転車は車道が原則、 歩道は例外

道路標識や表示で指定された場合や、やむを得ない状況を除いて、自転車は車道の左側を通行することが原則です。



#### 夜間はライトを点灯

ライトを点けていない自転車は、車や歩行者等の他の通行者から見えにくく、事故の原因となります。暗くなったら、自転車のライトは必ず点灯を!



#### 交差点での一時停止と 安全確認

自転車事故の半数以上は、出会い頭での衝突です。交差点では一時停止をして、左右の安全を確認しましょう。



### 自転車を運転するときに、やってはいけないこと!



二人乗り



並走



ながらスマホ



傘差し運転



イヤホン・ヘッドホン

### いくつ知ってるかな? 道路標識クイズ

道路標識の説明として適切な説明文を下から選び、線で結びましょう。  
答えは、先生や保護者の方に確認してみてください。



#### 進入禁止

自転車もこの先に進むことはできません

#### 一方通行

矢印の方向へのみ走行することができます。(逆走禁止)

#### 徐行

すぐに止まれる速度で走行します。

#### 一時停止

必ず一時停止して、左右(周囲)の安全を確認します。

#### 歩行者専用

歩行者だけが通行できる専用歩道です。(自転車は通れません)

#### 歩行者及び自転車専用

歩行者と自転車が通行できる歩道です。

※標識の下に「自転車を除く」の表示がある場合には、自転車での通行が可能です。